

日本インドネシア友好年事業認定手続の流れ

日本国内

日本にある
事業実施団体

インドネシアにある
事業実施団体

インドネシア国内

日本の実行委員会は、日本国内で実施される事業を認定します。ただし、インドネシア国内で実施される事業であっても、事業実施団体の主な拠点が日本国内に所在する場合には、日本において申請を受け付けます。

インドネシアの実行委員会は、インドネシア国内で実施される事業を認定します。ただし、日本国内で実施される事業であっても、事業実施団体の主な拠点がインドネシア国内に所在する場合には、インドネシアにおいて申請を受け付けます。

必要書類提出

メール(奨励)
郵送、FAX

日本インドネシア友好年事務局(外務省内)にて審査。

インドネシア日本50周年記念事業
実行委員会事務局にて審査。

インドネシア国内で実施される事業の場合

推薦

日本国内で実施される事業の場合

日本インドネシア友好年実行委員会にて認定。

インドネシア日本50周年記念事業
実行委員会にて認定。

友好年事業として認定

事業認定書送付・ロゴマーク交付
事業一覧表(ホームページに掲載)

日本国内での実施。

インドネシア国内での実施。